

春日井市公園施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公園施設の美化、保全等のため、市民、事業者等がボランティアとして行う清掃美化活動（以下「アダプトプログラム」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民及び市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（団体資格）

第2条 アダプトプログラムに参加することができる団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 市内に在住又は在勤する3人以上の者で構成されている団体
- （2） 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体

（活動内容）

第3条 アダプトプログラムの内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 公園施設内の空き缶・空きびん、吸殻等の散乱ゴミの収集
- （2） 公園施設内の除草及び犬猫のふんの処理
- （3） 公園施設内に関する情報の提供
- （4） その他市長が必要と認める活動

（市の支援）

第4条 市長は、アダプトプログラムに対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- （1） ごみ袋その他清掃に必要な用具類の支給又は貸与
- （2） ボランティア活動保険の加入
- （3） アダプトサインの設置

（届出等）

第5条 アダプトプログラムに参加しようとする団体は、春日井市公園施設アダプトプログラム申出書（第1号様式）に春日井市公園施設アダプトプログラム活動員名簿（第2号様式）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときには、速やかに審査し、適当であると認めたときは、春日井市公園施設アダプトプログラムに関する合意書（第3号様式）を当該申出団体と取り交わすものとする。

（活動報告）

第6条 前条の合意書を取り交わした団体（以下「里親団体」という。）は、毎年度、アダプトプログラムの実施計画及び実施内容について、春日井市公園施設アダプトプログラム計画・実施報告書（第4号様式）により市長に報告

するものとする。

(活動の中止等)

第7条 里親団体は、アダプトプログラムを中止しようとするとき又は登録を
辞退しようとするときは、春日井市公園施設アダプトプログラム中止(辞退)
届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 アダプトプログラムに関する庶務は、春日井市建設部公園緑地課にお
いて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものと
する。

附 則

この要綱は、平成21年12月3日から施行する。